

障害程度別該当事業一覧（主なもの）

注1. ○印は、おおむね全部が対象、△印は、一部が対象。ただし、事業によっては、年齢・所得・等級などに制限がある場合や、手帳がなくても対象となる場合がありますので、この表は目安としてお使いいただき、詳しくは窓口でお問い合わせください。

手帳	事業名 障害の種類 障害の程度	保健・医療							年金・手当など							
		自立更生支援医療	自立支援医療	重度心身障害者補助	重度心身障害者負担	重度心身障害者介護	健診	歯科治療	心療	在宅訪問	重度心身障害者	障害基礎年金	特別障害給付金	特別児童扶養手当	特別障害者手当	重度心身障害者手当
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	(身体に障害のある児童)	○	○		○	○				○	△	○	
		2	○		○	○		○	○				△	△	△	
		3	○		○	○		○					△	△		
		4	○					○								
		5	○					○								
		6	○					○								
	平衡機能障害	2	○		○	○		○	○				△	△	△	
		3	○		○	○		○					△	△		
		4	○					○								
		5	○					○								
		6	○					○								
	聴覚・言語	3	○		○	○		○					△	△		
		4	○					○					△			
肢体不自由手帳	肢体不自由	1	○		○	○	△	○	○				△	△	△	△
		2	○		○	○	△	○	○				△	△	△	
		3	○		○	○	△	○					△	△		
		4	○					○					△			
		5	○					○								
		6	○					○								
	内部障害	1	△		○	○		○	○				△	△	△	
		2	△		○	○		○	○				△			
		3	△		○	○		○					△			
		4	△					○								
療育手帳	Ⓐ				○	○		○	○				○	△	△	○
	A				○	○		○	○				○	△	△	
	Ⓑ				○	○		○					△	△	△	
	B							○					△	△	△	
本文ページ		18	18	20	20	23	23	23	26	27	27	28	28	28	28	30

(身体障害者手帳、療育手帳の等級とは一致しません。児童扶養手当法施行令別表第一および第二に相当する方が対象となります。)

注2. ☆印の事業については、介護保険のサービス受給対象者は、介護保険が優先です。

事業名 障害の種別	年金・手当など					障害福祉サービス		障害福祉サービス以外の在宅サービス(生活)					
	共心身 済障 害制者 扶度養	福重 度社 給付 障 害 扶 金 度 養	障 害 者 住 宅 改 造 費 補 助	生 活 福 祉 資 金 貸 付	生 活 一 時 資 金 貸 付	☆ 居 宅 介 護 な ど	☆ 短 期 入 所	☆ (一部) 補 装 具 費 の 支 給	☆ (一部) の 日 常 生 活 用 付 具	点 字 図 書 の 給 付	あ ん し ん 電 話 の 設 置	災 害 避 難 情 報 の 提 供	☆ 入 浴 サ ー ビ ス 者
視覚障害	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○		○	○	○	○	○	○	△	○		
	4			○	○	○	○	○	○	△	○		
	5			○	○	○	○	○	○	△	○		
	6			○	○	○	○	○	○	△	○		
聴覚または平衡機能障害	2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○		△	○	○	○	○	○	△			
	4			△	○	○	○	○	○	△			
	5			○	○	○	○	○	○	△			
	6			○	○	○	○	○	○	△			
聴・言語	3	○		△	○	○	○	○	○	○			
	4			△	○	○	○	○	○				
肢体不自由	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○		○	○	○	○	○	○				
	4			○	○	○	○	○	○				
	5			○	○	○	○	○	○				
	6			○	○	○	○	○	○				
内部障害	1	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○	
	2	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○	
	3	○		△	○	○	○	○	○	△			
	4			△	○	○	○	○	○	△			
Ⓐ	○	△	△	○	○	○	○		○				
A	○	△	△	○	○	○	○		○				
Ⓑ	○			○	○	○	○						
B	○			○	○	○	○						
本文ページ	31	32	33	34	36	42	42	55	55	62	64	64	69

障害程度別該当事業一覧

3

事業名	障害福祉サービス以外の在宅サービス（活動）										働く 身体・知的・精神障害者 スポーツ大会	地域活動支援センターや 通所者交通費助成	
	生活訓練など												
障害の種度別	家庭視覚障害訓練者	生視覚障害訓練者	緊急生活訓練者	歩中急途生活訓練者	生ろう活教室内失明練習者	生中途失聴教室開催会	生肢体力行運動訓練者	青在年障害者	自知立訓練者	障害者			
視覚障害	1	○	○	○	○				○		○	○	
	2	○	○	○	○				○		○	○	
	3	○	○						○		○	○	
	4	○	○						○		○	○	
	5	○	○						○		○	○	
	6	○	○						○		○	○	
聴覚または平衡機能障害	2					○	○		○		○	○	
	3					○	○		○		○	○	
	4					○	○		○		○	○	
	5					○	○		○		○	○	
	6					○	○		○		○	○	
言声・言語	3					○			○		○	○	
	4					○			○		○	○	
肢体不自由	1							○	○		○	○	
	2							○	○		○	○	
	3							○	○		○	○	
	4							○	○		○	○	
	5							○	○		○	○	
	6							○	○		○	○	
内部障害	1								○		△	○	
	2								○			○	
	3								○		△	○	
	4								○		△	○	
(A)									○	○	○	○	
A									○	○	○	○	
(B)									○	○	○	○	
B									○	○	○	○	
本文ページ	81	81	81	81	81	81	82	82	82	83	93		

* 自動車税の環境性能割・種別割および軽自動車税の環境性能割については、本人運転を除く。